

平成 27 年 8 月 23 日

平成 26 年度剰余金処理方法(案)

平成 26 年度公益目的事業会計における経常利益 8,159,290 円(第 2 段階)を特定費用準備資金として積立てること。

記

- 1 上記経常利益の処理については本年 6 月理事会において、9 月理事会において決定する旨の承認決議を求め了承を得た。
- 2 これを受けて 6 月末行政庁宛定期提出書類別表 A(1)の第 2 段階「今後の剰余金の扱い等」欄では、次の通り記載したところである。

「当協会の正味財産残高は、平成 23 年度決算以降 3 期連続して、最終損益において損失を計上(23 年度 488 万円、24 年度 1251 万円、25 年度 614 万円)した結果、大きく正味財産額を毀損し、平成 25 年度末現在では 5913 万円(平成 22 年度末 8607 万円)、うち流動性資金は 1597 万円(平成 22 年度末 4265 万円)にまで減少した。この状況は、1 年分の公益目的事業費がほぼ、2 億円前後であることを勘案すると、きわめて脆弱な財務体質であり、将来の安定的公益目的事業の継続に懸念なしとしない。

本事業年度は、収益の増強及び経費の削減により、公益目的事業会計において 815 万円の経常利益(最終利益では 351 万円)を計上することができた。収支相償計算上の収入超過額 815 万円については、上記財務状況を考慮し、将来の収支変動に備え現行公益目的事業水準を維持するための特定費用準備資金として積立てるか、その果実を公益目的事業費として充当するため、長期的に継続積み増しを念頭に公益目的保有財産として保持するか、いずれかの方法を目下検討中である。このいずれかの方法を本年 9 月開催の理事会において機関決定後、9 月中に実施することとして 6 月理事会において決定したところである。」
- 3 したがって、特定費用準備資金とするか公益目的保有財産とするかの 2 案について比較考量し、より適切な処理をすることとなる。
- 4 比較衡量の内容は次頁のとおりで、いずれも採用しうるものと思われるが、やや特定費用準備資金の方が当協会の現状にかんがみて、より適切と思われるためこれを 8 月の経営懇談会で諮り、最終的に 9 月 28 日理事会に付議し承認を得た後、月末までに所要の手続き(認定法規則第 18 条第 3 項 5 号の措置及び資産科目「特定資産」への振替え等)を実施する。

以上

## 第 32 回理事会 第 4 号議案

	A 特定費用準備資金	B 公益目的保有財産
根拠とする FAQ	FAQ V-3-④、V-4-③	FAQ V-2-⑦
積立目的	将来の収支変動に備える	将来の事業拡大のため
必要性の説明	過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動の見込みや限度額の見積もりが可能ななどの要件を説明する	以下を説明する ①事業拡大に実物資産でなく金融資産を取得する必要性 ②事業拡大内容が具体的で、事業計画等として機関決定を経ていること ③金融資産の内容、運用益が事業拡大の財源として合理的であること（拡大する事業費用と運用益のバランスが適当） ④その他事業財源として剰余金を用いることが望ましい理由があること
将来の使用原資	元本・利息	利息
将来の黒字処理	剰余金の追加積立可能	剰余金の追加積立可能
将来の赤字補てん	その都度積立金の使用可能	遊休財産による補てんが不可能となった場合のみ
会計処理	特定資産として計上	基本財産か
内部規定	あり	なし